

平成29年度地域型住宅グリーン化事業 共通事項、長寿命型、優良建築物型に関する留意事項

長寿命型等実施支援室

目次

※ ①は、マニュアル第1章 ②は、第2章

<共通事項>	1
01. 平成28年度事業からの変更点について（マニュアル①）	1
02. グループ募集要領による注意事項について	2
03. 事業の種類と支援室について（①1.1、1.2、1.3）	3
04. グループ事務局の留意点（①3.1）	4
05. 共同事業実施規約について（①1.5、②3.5、3.6、5.5）	4
06. 補助対象外工事費の確認（②2.2）	4
07. 領収書等の確認（②5.6）	4
08. 着手・着工の確認について（①1.6、②3.4）	5
09. 適用申請書について（採択通知）	5
10. 他の補助金との併用について（①1.7、②2.2(2)）	6
11. 補助金の還元について（②2.3、3.5、5.5）	7
12. 着工と交付決定の時期について（採択通知、①1.6、3.2.2、②2.1.1、3.4、3.7、資料2）	8
13. 補助対象となる着手の期限について（②2.1.1、3.4、資料2）	8
14. 補助対象となる住宅の完成の期限について（②2.1.1、3.4、資料2）	8
15. 住宅の省エネ技術に関する講習について（②2.1.1）	9
16. 省エネ講習の修了者の関わり方について（②2.1.1）	9
17. 補助金の手続きにおける省エネ講習修了者の確認について（②2.1.1）	9
18. 補助金の額について（①1.5、②2.3、2.2）	10
19. 「地域材」について（①1.8、②2.1.1、資料4）	11
20. 実績報告の「使用する「地域材」の内容等が確認できる書類」について（①別紙25、②5.4）	11
21. 「三世同居対応住宅」について（①1.9、別紙5、②3.3、5.4、参考3）	15
22. 補助対象となる住宅について（①2.1、②2.1.1）<長寿命型>	16
23. 採択通知のグループへの配分額について（②2.1.4、2.3、参考1）<長寿命型>	17

24.	「①制限枠」と「②制限なし枠」からの補助金交付申請が可能な戸数について（ 1 別紙 6-1、 2 2.1.4）＜長寿命型＞	18
25.	中規模工務店の補助金交付申請が可能な戸数の考え方について（ 1 別紙 6-2、 2 2.1.4）＜長寿命型＞	19
26.	事業者番号について（様式関係）	19
27.	交付申請の受付期間について（ 1 1.4、 2 3.2、資料 2）	19
28.	申請窓口について（ 2 1.3、3.1、5.1、資料 3）＜長寿命型＞	19
29.	交付申請の提出書類について（ 2 3.3）＜長寿命型＞	20
30.	実績報告の受付期間について（ 2 5.2、資料 2）	20
31.	補助金の支払いについて（ 1 3.2.5）	20
32.	書類作成の際の注意事項（ 2 3.3、5.4）	21
33.	評価事務局で行う計画の変更手続きについて（ 1 参考）	22
34.	書類の送付先について（ 1 1.2、1.3、 2 2.3）	23
35.	情報の提供について	23

※ 1は、マニュアル第 1 章 2は、第 2 章

<共通事項>

01. 平成 28 年度事業からの変更点について (マニュアル¹)

本年度の事業について、前年度（平成 28 年度）地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点を補助金交付申請手続きマニュアル第 1 章に掲載しています。

以下補足

1. 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）関連について
高度省エネ型実施支援室より説明。
2. 住宅省エネルギー講習会の修了について
補助対象住宅に関わる設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか 1 人が、講習会を受講した修了者であることが必要です。
3. 施工事業者について
 - (1) 施工事業者が補助金を受けられるグループ数の制限について
一施工事業者（1 社）が A グループ・ B グループ・ C グループ等、複数のグループに所属することはできますが、たとえば、第 1 期に A グループから申請した場合、第 2 期以降は、A グループからしか申請できません。※¹2.3 掲載
※長寿命型と高度省エネ型に両方申請したい場合は、それぞれの配分があるグループを選定して申請してください。
 - (2) 中規模工務店の補助対象戸数上限の変更について
中規模工務店が交付申請できる木造住宅の戸数は、長寿命型・高度省エネ型それぞれから原則 1 戸とします。※¹別紙 6-2 掲載
4. 三世帯同居対応住宅の要件について
調理室・玄関等について、一部取扱いを明確化します。※¹別紙 5、Q&A 掲載
5. 共同事業実施規約について
前年度までの「合意書」に代わり「共同事業実施規約」となりました。補助金の還元方法に「(a)補助金受取り後に現金払い」と「(b)最終支払金との相殺」がありましたが、「補助金受取り後に現金払い」のみとします。
なお、実施規約は、様式になりました。
6. 補助対象工事費及び着工の確認について
※それぞれの様式を定めました。
 - (1) 補助対象外工事費の確認
補助の対象とならない工事が「補助対象工事費」に含まれていないことを確認するため、高度省エネ型と同様に長寿命型及び優良建築物型も内訳書の提出を求める

こととします。

(2) 領収書等の確認

建築主が補助金を受け取るためには、交付申請時の「補助対象工事費」が、建築主から確かに支払われていることが必要なため、領収書等により確認することとします。

(3) 着手・着工の確認について

着工の確認は、前年度までは高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）だけでしたが、長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型のすべての物件について、着工を確認することとしました。

その他の変更点

- ・参考資料追加 地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程、交付要綱
- ・「グループ事務局の留意点」 追加
- ・「申請の制限」、「財産処分の制限」等 追加
- ・様式類 一部修正

02. グループ募集要領による注意事項について

募集要領の最初のページに以下の文章が追加されています。

文章中には、「不正行為」「虚偽」「重大な誤り」等が多数出てきます。最初の文に出てくるように「不正行為に対しては厳正に対処」することとなりますので、不正が発見された時点で取り消しとなりますのでご注意ください。

グループ応募申請をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められています。地域型住宅グリーン化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）と地域型住宅グリーン化事業実施支援室〔長寿命型及び優良建築物型・高度省エネ型〕（以下、「実施支援室」という。）は、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対しグループ応募申請をされる事業者は、以下の点について、十分にご理解された上で、グループ応募申請していただきますようお願いいたします。

なお、本グループ募集要領や交付規程等で定められる義務が果たされないときは、評価事務局・実施支援室より改善のため指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消を行う場合があります。

- 1 グループが、評価事務局・実施支援室に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 評価事務局・長寿命型等支援室・高度省エネ型支援室から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められた時は、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、支払い済の補助金のうち取消対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 事業開始は、グループおよび事業の種類を決定した採択通知日以降となります。採択通知の発出前に着工した木造住宅・建築物（長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）、優良建築物型）は補助対象となりません。また、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）は、着工許可受領以前に着工したものは補助対象になりません。さらに、平成 29 年度内に着手に至らないものについては補助の対象となりません。
- 7 グループ応募時または交付決定された事業内容からの変更は、原則認められません。
- 8 補助事業にかかわる資料等は、事業完了の属する年度の終了後 5 年間、保存していただく必要があります。
- 9 補助金で取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、処分制限期間（補助金受領後から 10 年間、または耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。そのうえで交付決定が取り消された場合には補助金の全部または一部を返還していただきます。なお、国土交通大臣は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 10 事業完了後も、事業報告書（ゼロ・エネルギー住宅はエネルギー報告等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

支援室は2つ

03. 事業の種類と支援室について (1)1.1、1.2、1.3)

本事業は、次の 5 種類の木造住宅・木造建築物を整備する事業があります。事業の種類によって、事業の要件、補助金額や補助対象経費などが異なります。

受付の窓口は、長寿命型等実施支援室〔長寿命型及び優良建築物型〕、高度省エネ型実施支援室〔高度省エネ型（認定低炭素住宅）、高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）〕の 2 つに分かれています。

(1) 長寿命型	長寿命型等実施支援室
(2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅）	高度省エネ型実施支援室
(3) 高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）	
(4) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）	
(5) 優良建築物型	長寿命型等実施支援室

※同一の住宅を(1)~(4)に重複して申請することはできません。

04. グループ事務局の留意点 (1)3.1)

前年度のマニュアルであったグループに関連する留意点及び今年度募集要領で追加されたグループに対する注意事項を「3.1 グループ事務局の留意点」としてまとめました。

グループの事務局として行っていただくこと、管理していただくこと等をまとめてありますので、グループ事務局の方は、ご留意ください。

なお、事務局担当者の代理等は認めていませんので、採択を受けたグループの事務局担当者の変更が必要な場合は、すみやかに評価事務局で手続きを行ってください。

「補助金の合意書」に代わって
「共同事業実施規約」に

05. 共同事業実施規約について (1)1.5、(2)3.5、3.6、5.5)

本事業による補助金に関しては、「合意書」という形で還元方法、補助金額等を施工者と建築主（買主）との間で取り決めていましたが、「合意書」に代わり「共同事業実施規約」（様式 2-1、様式 9-1）となり、また、その手続きを行うグループ事務局も「申請代理人」として「共同事業実施規約」に印を押すこととなりました。

なお、補助金の還元方法に「(a)補助金受取り後に現金払い」と「(b)最終支払金との相殺」がありましたが、「補助金受取り後に現金払い」のみとします。

06. 補助対象外工事費の確認 (2)2.2)

補助の対象とならない工事が「補助対象工事費」に含まれていないことを確認するため、高度省エネ型と同様に長寿命型及び優良建築物型も「補助対象工事費の内訳（様式 3-1）」により提出を求めるとします。

07. 領収書等の確認 (2)5.6)

建築主（買主）が補助金を受け取るためには、交付申請時の「補助対象工事費」が、建築主（買主）から確かに支払われていることが必要なため、「領収書等支払い確認資料（様式 15-4）」により確認することとします。

交付申請時から追加工事等により、契約金額が変更されている場合は、支払われる金額が変わってくるので、建築主（買主）が確認している変更契約書又は追加工事契約書等の提出を求めます。

08. 着手・着工の確認について (1)1.6、(2)3.4)

着工の確認は、前年度までは高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）だけでしたが、長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型のすべての物件について、「工事着工届（様式 3-3）」により着工を確認することとしました。

写真は、以下の 2 枚必要です。

(a) 採択日以降の更地の写真

事前着工ではないことを証明するため、採択通知日以降に撮影した更地の写真を貼付してください。

(b) 着工済みの写真

着工日に撮影した着工済みの写真を貼付してください。

売買契約の物件の場合、年度内（平成 30 年 3 月 31 日）に着工されていないと補助の対象となりません。

09. 適用申請書について（採択通知）

守ってください。

本事業は、グループ募集の際に提出があった、グループの取り組み等が記載された適用申請書を基に、評価が行われ採択されています。

よって、採択されたグループでは、適用申請書の記載内容（地域材の共通ルール等）に即して確実に実施していただく必要があります。

他の補助金は
受け取れるの？

10. 他の補助金との併用について (1)1.7、(2)2.2(2))

本事業では、住宅・建築物の建設に要する費用に対して、その費用の一部として補助するものであります。本事業の補助の対象となる住宅について、本事業とは別に、他の制度による補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象（住宅の建設に要する費用）と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。

地方公共団体等の補助金等との併用については、国庫補助が含まれていない場合は併用ができます。他の補助金との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について地方公共団体等にご確認ください。

- ① 補助対象が重複し、かつ、併用しようとしている地方公共団体等の他の補助金等に国庫補助が含まれる場合は、原則併用不可。ただし、明確に切り分けが可能な場合、本事業の対象工事費から他の補助金等に係る費用（材料費、設置費、工事費等）を除けば併用可能。
- ② 補助対象が重複し、併用しようとしている地方公共団体等の他の補助金等に国庫補助が含まれない場合は併用可能。
- ③ 補助対象が重複しない場合は、併用可能。

		併用しようとしている他の補助金	
		国庫補助	
		含む	含まない
補助対象 ・ 工事費 ・ 地域材加算	重複する	① ▲※	② ○
	重複しない	③ ○	③ ○

(○：併用可、▲：他の補助金等に係る費用が本事業の補助対象と明確に切り分けが可能な場合、本事業の対象工事費より除けば併用可)

- ▲※他の補助金が構造材に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合、補助対象部分が重複するため、100万円を超える申請は不可とする。(地域材加算を利用することはできない。)
- ▲※他の補助金が仕上げ材（床材、壁材等）に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合は、仕上げ材に係る費用（材料費、設置費、工事費等）を本事業の対象工事費より除けば併用可能となる。

補助金は誰がもらえるの？

11. 補助金の還元について (2.2.3、3.5、5.5)

本事業では、実績報告や現地検査等において対象住宅が要件に適合すると認められたときは、支援室から補助事業者に補助金が支払われますが、この支払われた補助金は、住宅の施主である建築主、又は、住宅の購入者である買主に補助金相当額が還元される必要があります。この補助金の還元については、書面により還元する方法及び還元される補助金相当額を明確にさせていただきます。

還元の方法も決められています。(マニュアル 4.5、6.5)

あらかじめ工事代金から補助金相当額を差し引いたものを工事請負代金として契約されたものは対象になりませんのでご注意ください。

また、今年度より、補助金の還元方法は「a) 補助金受領後に建築主(買主)に100万円を支払い」のみとなります。

工事請負契約と補助金の関係 (補助金が100万円の場合)

工事請負契約 (補助対象工事費)		
補助金の還元方法	a) 補助金受領後に建築主に100万円を支払い	b) 補助金100万円分を工事費の支払いから猶予
工事費の支払い		
補助金の流れ		

売買契約による住宅も同様です。(建築主を買主に読み替え)

※「補助金相当額」； この事業では支援室から補助事業者に支払われるものを「補助金」としています。補助事業者が建築主に支払うものを「補助金相当額」としており、金額は同一です。

いつから着工？

12. 着工と交付決定の時期について

(採択通知、11.6、3.2.2、22.1.1、3.4、3.7、資料2)

本事業では、グループに対する採択通知発出日以降であれば、補助金交付申請を行う前や交付決定以前であっても、採択グループの構成員である施工事業者による着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）は可能となっています。

着工する際は、本事業の対象住宅の要件を全て満たす住宅であることを確認し、法令による制限（確認済証交付日、長期優良住宅建築等計画の認定申請日以降に着工する等）も遵守してください。 **建設する地域により異なりますのでご注意ください。**

なお、採択通知発出日以前の工事請負契約や売買契約の締結は可能ですが、採択通知発出日以前に着工した住宅は補助の対象となりません。

また、着工した住宅の補助金交付申請の際、対象住宅の要件を満たしていないことが確認され交付決定がなされない時は、着工した住宅であっても補助の対象となりません。

いつまでに 着手？

13. 補助対象となる着手の期限について (22.1.1、3.4、資料2)

本事業では、平成29年度内に事業に着手する必要があります。この着手とは、請負契約による住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、売買契約による住宅においては着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手）した時点であり、これらを平成30年3月31日までに行う必要があります。契約形態に応じて着手の定義が異なりますのでご注意ください。

請負契約による住宅は、平成30年4月1日以降の着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手）であっても「平成29年度内に事業に着手」の要件を満たすこととなります。

なお、補助対象となる住宅の要件を満たし平成28年度内に着手した場合であっても、平成30年3月31日までに補助金交付申請を行わない場合は補助の対象となりません。

いつまでに 完成？

14. 補助対象となる住宅の完成の期限について (22.1.1、3.4、資料2)

交付決定通知書が交付された住宅は、実績報告の最終の受付期間の末日までに検査済証が交付され対象住宅の事業を完了（完成引き渡し）し、実績報告を行う必要があります。

なお、売買契約による住宅にあつては、対象住宅が完成したものであつても、実績報告の最終の受付期間の末日までに、住宅の買主と売買契約に至らない住宅や、引き渡しが行えなかった住宅は補助の対象となりません。

また、対象住宅の事業が完了しても実績報告の最終の受付期間の末日までに実績報告を行わない場合は補助の対象となりません。

実績報告の期限については、平成30年10月を予定しています。決定次第、支援室のホームページにて公表いたします。

省エネ講習って？

15. 住宅の省エネ技術に関する講習について (22.1.1)

本事業では、補助対象住宅に関わる事業者にあつては、設計者、施工管理者、大工技能者のうちいずれか一人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会の修了者であることが要件となっています。

住宅の省エネルギー技術に関する講習とは、「住宅省エネルギー技術講習会（施工技術者講習会、設計者講習会）」になります。

なお、前年度より同等の講習会の対応は行っていません。

着工時に修了者が必要？

16. 省エネ講習の修了者の関わり方について (22.1.1)

対象住宅への関わり方については、設計者、施工管理者、大工技能者のうち、何れかの形で対象住宅に関わる必要があります。対象住宅への関わり方については、施工事業者に決めていただくことになります。

対象住宅に関わり始める時期としては、関わり方により異なりますが、必ずしも着工時までに対象住宅に関わる方が講習を修了していなくても良いケースもあります。対象住宅に関わる時点で、省エネ講習を修了している必要があります。

交付申請時に確認するの？

17. 補助金の手続きにおける省エネ講習修了者の確認について

(22.1.1)

対象住宅に関わった省エネ講習修了者の確認について、交付申請時には、省エネ講習修了者は特定せず、対象住宅に関わる方が受講する予定の講習会の名称、その方の関わる予定の区分（設計者、施工管理者、大工技能者）のみを様式に記載していただきます。

実績報告時には、対象住宅に関わった方が受講した講習会の名称、関わった区分（設計者、施工管理者、大工技能者）、氏名、受講者番号を様式に記入していただきます。

講習会の修了証等の提出は不要としていますが、実績報告の審査時に提出を求められる場合がありますので、修了証等は大切に保管してください。

18. 補助金の額について (1)1.5、(2)2.3、2.2)

「①制限枠」または「②制限無し枠」の補助額は、「3. 2 木造住宅の補助対象となる経費(表1)」の1割以内の額で、かつ配分額の範囲内で対象住宅1戸当たり100万円です。100万円を超える場合は、地域材加算及び三世代加算の要件【第1章別紙4、別紙5】を満たす必要があります。

- (1) 主要構造材の過半【別紙4】において「地域材」を使用する場合については、地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助金の加算(以下、「地域材加算」という。)を利用することができます。(10万円又は20万円)
- (2) 補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件【別紙5】を満たす場合は、補助金の加算(以下、「三世代加算」という。)を利用することができます。(30万円)

※ 地域材加算と三世代加算を合わせて 50 万円を加算した 150 万円が上限となります。

補助申請額の活用

補助申請額は、加算を使って、以下の通り 100 万～150 万円の申請ができます。「3. 2 木造住宅の補助対象となる経費(表1)」の1割以内の額で、かつ配分額の範囲内)

+	加算	補助申請額
	加算なし	100 万円
	地域材加算(10 万)	110 万円
	地域材加算(20 万)	120 万円
	三世代加算(30 万)	130 万円
	三世代加算(30 万) + 地域材加算(10 万)	140 万円
	三世代加算(30 万) + 地域材加算(20 万)	150 万円

19. 「地域材」について (1)1.8、(2)2.1.1、資料4)

本事業における「地域材」については、対象住宅に使用する木材が、適用申請書様式 2-1「A. 使用する地域材に関する事項」に示す認証制度等によるとともに、原木供給から中小住宅生産者等までグループ構成員により供給されるもののみを指します。

この「地域材」は、認証制度等において、必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者（グループ構成員）により供給される必要があります。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

地域材の確認書類は
どんなものを用意すればいいの？

20. 実績報告の「使用する「地域材」の内容等が確認できる書類」について (1)別紙 25、(2)5.4)

実績報告時に提出する、対象住宅で使用した「地域材」を確認するために必要な書類は、主に次の書類となります。

なお、下記のうち a) 及び b-1) は一例です。認証制度等により必要となる書類が異なりますのでご注意ください。

a) 取扱い事業者登録書等の写し

→「原木供給事業者」から「施工者の直前の事業者」までの全ての供給事業者のうち、地域材として実際に木材を供給した認証制度等において必要な業種・事業者となる全ての事業者の事業者登録書・認定書・会員証等の写し

例) 合法木材事業者認定書、森林認証の COC 登録書、〇〇県産材証明取扱事業者証等

※ 木材を供給した時期や、証明を行った時期に有効となる取扱い事業者の認定書等を添付してください。

※ 認証制度等によって、事業者登録等が必要となる事業者の区分が異なります。必要となる事業者の事業者登録書等の写しは全て添付してください。

※ 木材を扱った時期が、認証制度の登録等の更新時期に近い場合は、更新前、更新後の取扱い事業者の認定書等を添付してください。

b-1) 地域材の証明書の写し

→ 地域材として実際に木材を供給した認証制度等による証明書等の写し

例) 合法木材証明書、納品書等に必要な事項が記載された書類、販売管理票等

※ 認証制度等において必要な証明書等を添付してください。表示する事項等、証明の方法は認証制度等により異なりますのでご注意ください。

※ 対象住宅に使用した木材であることが分かるよう、物件名、所在地等を記載し明確にしてください。

※ 証明する木材の内訳（サイズ、本数、材積等）が特定されているものとし、内訳を別紙とする場合は、証明書等との関連付けを明確にしてください。

→ 証明書等には別紙とした書類の名称を正確に記載する。

（別紙納品書の通り、別紙納品明細書の通り等）

※ 森林認証や合法性証明の場合は、補助事業者の直前の事業者からの証明書等を添付してください。

b-2) 木材の納品書の写し

→ 地域材等が対象住宅に納品されたことが確認できる最終出荷者・取扱者の納品書等の写し

例) 納品書、出荷証明書等

※ 補助事業者の直前の事業者からの納品書等を添付してください。

※ 対象住宅に使用した木材であることが分かるよう、物件名、所在地等を記載し明確にしてください。

※ 共通ルールで「〇〇%以上」等と使用割合を定めている場合は、対象となる部位（柱、梁・桁、土台、主要構造材以外、端柄材等）の全ての木材の納品書を添付してください。（地域材以外の木材の納品書も必要です。）

※ 納品書等において、内訳を別紙とする場合は、納品書等との関連付けを明確にしてください。

※ 納品する事業者の印が押印されたものとして下さい。

b-3) 木拾表

→ 地域材等の部位ごとの使用量が確認できる集計表

※ 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう地域材使用量実績表【様式 13】に記入した使用部位毎（柱、梁・桁、土台、主要構造材以外、端柄材等）にまとめ、部位ごとに集計してください。

※ 共通ルールに応じた部位と集計結果を【様式 13】に記入してください。

※ 納品書や地域材の証明書等の木材と、サイズ、本数、材積等が整合するよう作成してください。

※ 参考書式は支援室ホームページからダウンロードできます。

地域材の流れ 例) 合法木材証明制度の場合

	I. 原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III 建材流通	IV プレカット	VI 施工
	〇〇県森林組合 (A社)	(有)△△製材 (B社)	△△木材(株) (C社)	□□プレカット(株) (D社)	(株)〇〇工務店 (E社)
木材団体等に 合法木材を扱う ことができる 事業者としての 登録					
納品書 合法木材証明書					
長寿命型 優良建築物型	○	○	○	○	○
地域材加算※	○	○	○	○	○
高度省エネ型	△	○	○	○	○
地域材加算	○	○	○	○	○

○ : グループ構成員 (必須)

△ : グループのルールで地域材を使用する場合は、必須。

※ : 優良建築物型は、地域材加算なし。

実績報告時に「使用する地域材の内容が確認できる書類」として必要な書類

構成員、認証制度の登録と地域材の関係

CASE 1 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I 原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III 建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社 <対象住宅>
梁・桁	地域材外	F社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	G社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員外			

梁・桁は「II 製材・集成材・合板製造」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

CASE 2 グループの地域材：合法木材証明制度

〇〇県産材証明制度

	地域材	I 原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III 建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社 <対象住宅>
梁・桁	地域材外	A社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	B社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	C社 〇〇県産材登録事業者 〇〇県証明材 構成員	D社 登録なし 構成員	

梁・桁は「IV.プレカット」が〇〇県産材証明制度の登録事業者でなく対象住宅まで木材が証明されていないため地域材とならない。
(木材の供給に関わる全ての事業者の登録が必要な〇〇県産材証明制度の場合)

CASE 3 グループの地域材：合法木材証明制度

	地域材	I 原木供給	II 製材・集成材・合板製造	III 建材流通	IV.プレカット	VI.施工
柱 土台	地域材	A社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	B社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	C社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	D社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員	E社 <対象住宅>
梁・桁	地域材外 (地域材) ※	海外事業者 森林認証 CoC 登録事業者 森林認証材 構成員外	H社 合法木材登録事業者 合法木材 構成員			

梁・桁は「I.原木供給」が構成員外により供給されているため地域材とならない。

※グループの適用申請書において、地域材の産地に「海外」が含まれ、原木供給事業者について「海外の事業者にあつては必要とされる本社の念書の入手が不可能であったため登録を行っていない」等の記述がある場合は、地域材に算入可となる。

21. 「三世代同居対応住宅」について (1)1.9、別紙5、(2)3.3、5.4、参考3)

子育てを家族で支え合える三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境づくりを目指すものです。

補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件【第1章別紙5】を満たす場合、予算の範囲で加算できます。

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することが必要になります。

※上記のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。(【第1章別紙5】より)

調理室他の要件は、第1章別紙5の要件に加え、以下のような基準に基づいて判断します。

共通	複数箇所：原則として、隣接し、動線が重なるものは1箇所と判断する。
調理室	部屋でなくても良い。 コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同程度の高さに固定された平らな面とする。(コンロ等が設置できないスペースでは不可) 換気設備は、建築基準法で定める換気量があること。 また、IHの場合も換気設備を設置することとし、 <u>150 m³/h 程度以上の換気量があること。</u>
浴室	3点ユニット、シャワーユニットでもよい。
便所	ただし、浴室が二つある場合(例えば浴槽を備えた浴室とシャワールーム)でも、 <u>脱衣所が同一の場合</u> は、1箇所と判断する。
玄関	玄関ホールがあること。 <u>玄関扉の幅(枠寸法)は、原則として、開き戸の場合800mm以上、引き違い戸・片引き戸の場合は1600mm以上とすること。</u> <u>玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間(又はホール)が同一である場合には、原則として1箇所と判断する。</u> 隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可。 家族のみが使用する出入口は、勝手口と判断する。

- ・ 三世代同居対応住宅を交付申請する場合は、三世代用の「要件への適合確認書」(様式6)と設置箇所が確認できる平面図を添付していただきます。
- ・ 様式6で三世代同居対応住宅の要件の証明をする建築士は、1級、2級及び木造の何れかとし、原則として、当該物件の設計を行った者、補助金申請事業者(施工者)に所属する者、又は、グループの「V. 設計」に登録された者とします。
- ・ 玄関を複数とした場合は、併せて配置図を添付してください。

対象となる住宅は？

22. 補助対象となる住宅について (1)2.1、(2)2.1.1) <長寿命型>

本事業における対象住宅は、次の全ての要件を満たす新築住宅です。(モデルハウスは、対象となりません。)

- ① 採択要件(地域型住宅の**共通ルール等**)に則して、グループ構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅
- ② グループに対する採択通知発出日(平成29年8月 日)以降に着工する住宅
- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住宅
- ④ 建築主(売買契約による住宅の場合は買主)自らが居住する住宅、又は建築主が所有者となって賃貸する住宅
- ⑤ 中小住宅生産者等による次の何れかの住宅地域材を活用する木造住宅
 - 1) 建築主と住宅の工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅 **申請者** ✓
 - 2) 買主と売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅 **申請者** ✓
- ⑥ 補助対象住宅に関わる事業者は、設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか一人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会を受講した修了者であること
- ⑦ 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材を使用する住宅

交付決定を受けた住宅であっても、実績報告時の検査等において、補助対象要件を満たしていないことが判明した場合は、補助の対象となりません。

また、補助金を交付した後であっても補助対象要件を満たしていないことが判明した場合は、交付した補助金を返還していただきます。

23. 採択通知のグループへの配分額について (2.1.4、2.3、参考1) <長寿命型>

平成 29 年度事業の採択におけるグループへの長寿命型の配分額は、

「①補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠(以下「①制限枠」という。)」と「②施工事業者に制限を設けない実施枠(以下「②制限無し枠」という。)」の2つの実施枠に分かれております。

「①制限枠」は、過去に平成 27、28 年度地域型住宅グリーン化事業(交付申請を行った場合)や平成 24～26 年度地域型住宅ブランド化事業の補助のいずれも受けたことのない施工事業者(以下「補助金未活用事業者」という。)がこの実施枠で補助金交付申請を行うことができます。

補助金の活用実績のある施工事業者(以下「補助金活用事業者」という。)は、「②制限無し枠」のみからの補助金交付申請となりますのでご注意ください。

なお、施工事業者が「補助金未活用事業者」か「補助金活用事業者」のいずれに該当するかについては、施工事業者毎に判断するため、グループ毎にこの判断が異なることはありません。施工事業者が複数のグループに所属し、募集時に「補助金未活用事業者」としたグループと「補助金活用事業者」としたグループがあった場合、「補助金活用事業者」となります。

<加算措置>

事業の種類別の配分のほかに、加算措置として**地域材加算**及び**三世代加算**の配分があります。

それぞれの加算は、事業の種類うち「住宅」(長寿命型、高度省エネ型(3種))の事業で配分の範囲内で自由に活用できます。(優良建築物型を除く)

2つの配分はどう使う？

24. 「①制限枠」と「②制限なし枠」からの補助金交付申請が可能な戸数について（1別紙6-1、22.1.4）＜長寿命型＞

平成29年度の補助金交付申請可能な戸数は、1事業者当たり7戸が上限です。

補助金未活用事業者は、「①制限枠」又は「②制限無し枠」のどちらからでも実施でき、①②を合わせて1事業者当たり7戸※が上限です。

補助金活用事業者は「②制限無し枠」からのみの実施となり、補助金交付申請可能な戸数は、1事業者当たり7戸が上限です。（「①制限枠」からの申請はできません。）

※1 前年度までの、補助金未活用事業者が「①制限枠」から実施できる上限戸数3戸はなくなりました。

※2 「補助金未活用事業者」は、平成29年度事業を通して「補助金未活用事業者」となります。

また、中規模工務店については、事項に記載しています。

＜特例措置＞

三世同居対応住宅の補助を受ける場合、特例措置として3戸加え10戸が上限となります。

特例措置の場合の上限戸数

- ・ 通常の住宅＝7戸
- ・ 三世同居住宅＝10戸
- ・ 通常の住宅＋三世同居住宅＝10戸

○実施例

- 1) 「通常の住宅」3戸＋「三世同居住宅」3戸＝6戸：可
- 2) 「通常の住宅」2戸＋「三世同居住宅」5戸＝7戸：可
- 3) 「通常の住宅」0戸＋「三世同居住宅」8戸＝8戸：可
- 4) 「通常の住宅」8戸＋「三世同居住宅」2戸＝10戸：不可
→特例措置が適用されても「通常の住宅」の申請は7戸まで。
- 5) 「通常の住宅」3戸＋「三世同居住宅」8戸＝11戸：不可
→1事業者あたり合計で10戸まで。

中規模工務店は何戸まで？

25. 中規模工務店の補助金交付申請が可能な戸数の考え方について

(1別紙 6-2、22.1.4) <長寿命型>

中小住宅生産者等が中規模工務店(年間住宅供給戸数が 54 戸を超え概ね 300 戸程度未満)の場合、一定の制限が課されており、一のグループから申請できる戸数の上限については、長寿命型から原則 1 戸となりました。

ただし、グループに所属する全施工事業者数で長寿命型の配分戸数を除いた数が 1 を超える場合は、2 戸まで可能となります。

なお、「一施工事業者(1社)が交付申請できるグループは、1 グループ限り」は、中規模工務店も同様です。

事業者番号は何番？

26. 事業者番号について(様式関係)

グループ構成員の施工事業者には、支援室で事業者番号を付番します。支援室からグループ事務局にメールで事業者番号の一覧をお送りしますので、グループ事務局からグループ構成員の施工事業者へお知らせをお願いします。

事業者番号は、06 から始まり、アルファベットを含め 14 桁となっています。

交付申請や実績報告の際は、この一覧を参照していただき、様式に記入してください。

(事業者番号の送付は 9 月中旬を予定しています。)

交付申請はいつまで行えるの？

27. 交付申請の受付期間について(11.4、23.2、資料 2)

交付申請は、平成 29 年 10 月上旬の第 1 期から平成 30 年 3 月下旬の第 7 期(最終日は平成 30 年 3 月 31 日)まで 7 回の受付期間があります。平成 30 年 4 月以降の交付申請受付期間はありませんのでご注意ください。

どこに申請するの？

28. 申請窓口について(21.3、3.1、5.1、資料 3) <長寿命型>

補助金の交付申請や実績報告に関する書類は、住宅の建設地に応じて支援室が指定する申請窓口に提出していただきます。

グループ事務局においては、中小住宅生産者等(施工者)から提出される補助金交付申請書等の書類を建設地に応じた申請窓口毎に取りまとめの上、提出してください。

※ 申請窓口は、平成 29 年度の支援室ホームページ「申請窓口」において検索できます。

交付申請で
必要な書類は？

29. 交付申請の提出書類について (2)3.3) <長寿命型>

交付申請の提出書類は、住宅の契約形態により異なりますので手続きマニュアルを確認の上準備してください。

請負契約による住宅は、全ての交付申請の受付時期において、次の(1)～(5)の各書類の提出が不要となり、これらの書類は実績報告時に提出していただくこととなります。

- (1) 建築確認申請書の副本の写し（建築確認申請を要する地域の場合）
- (2) 建築確認済証の写し（建築確認申請を要する地域の場合）
- (3) 建築工事届の写し（建築確認申請が不要な地域の場合）
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本の写し *
- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し *

また、売買契約による住宅は、請負契約による住宅で不要とした上記(1)～(5)の各書類の提出が交付申請時に必要になります。

* 請負契約による住宅は、既に長期優良住宅建築等計画の認定通知書を取得している場合、交付申請時には、「長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書【様式7】」に替えて(4)と(5)を提出していただけます。

実績報告は
いつまで行えるの？

30. 実績報告の受付期間について (2)5.2、資料2)

本事業では、実績報告の受付期間が平成29年12月上旬の第1回から平成30年3月中旬の第4回まで決まっています。平成30年4月以降においても、実績報告の受付期間を設ける予定ですが、受付期間については、決定次第、支援室のホームページにて公表いたします。

なお、最終の受付期間は、平成30年10月を予定しています。

補助金は
いつ支払われるの？

31. 補助金の支払いについて (1)3.2.5)

交付決定がなされたのみでは補助金は支払われません。対象住宅が完成し、引渡しが行われた後、所定の書類を揃えたうえで、実績報告の受付期間内に実績報告を行う必要があります。

支援室において提出された対象住宅の実績報告書を審査し、交付決定の内容及びそれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、支援室より補助事業者に交付額確定通知書を送付し、その後、支援室から補助事業者

補助金が支払われます。補助事業者はこの補助金を基に建築主等に還元していただきます。

実績報告の審査の際は、必要に応じて関係資料の提出依頼や現地検査を実施する場合があります。

なお、交付決定を受けた対象住宅であっても、実績報告において対象住宅の要件を満たしていないことが確認された場合は、補助の対象となりません。

32. 書類作成の際の注意事項 (23.3、5.4)

- (1) 申請者（事業者）、建築主（買主）ともに工事請負契約書（売買契約書）と共同事業実施規約（様式 2-1、様式 9-1）及び他の様式等使用する印鑑は、同じものを使用してください。（事業者については、別途、契約用の印がある場合を除く）また、共同事業実施規約は、実印でもよいこととしました。
- (2) 地名地番と住居表示は違います。
- (3) 「建築主氏名」「地域材」「地名地番」は、数ヶ所記入するところがありますので、同一に記入してください。

○工事請負契約書

工事請負契約書

発注者 ◆田 ■郎 ◆田 ●子
 請負者 株式会社○○工務店
 代表取締役 長持 住夫

工事名 ◆田様邸新築工事
 工事場所 東京都新宿区△△町
 305 番地 1、305 番地 9 の一部

規模 木造 2 階建 123.45 m²
 工期 着工 平成 29 年 10 月 1 日
 竣工 平成 30 年 1 月 10 日

請負代金 30,240,000 円
 うち取引にかかる消費税額 2,240,000 円

支払方法 着工時 3,024,000 円
 上棟時 13,608,000 円
 完成引渡時 13,608,000 円

平成 29 年 9 月 15 日

発注者 東京都新宿区△△町 305-1
 ◆田 ■郎 ◆田 ●子

請負者 東京都中央区○○町二丁目 5 番 8 号
 株式会社○○工務店
 代表取締役 長持 住夫

よくある間違いです。

- ・敷地は**地番まで記載し特定してください**
 町名まででは特定されていません
- ・住居表示を記載している場合は、その旨をお知らせください
- ・連名の場合は**両者押印**

- ・様式 3 の補助対象工事費は、消費税を除いた額以下
 (この場合は 28,000,000 円以下かつ補助対象外工事費を除いた額以下)
- ・請負代金は、補助金相当分を引いた額とはできません
- ・提出する場合は、「拡大」「縮小」は不可です

33. 評価事務局で行う計画の変更手続きについて (1参考)

本事業では、グループ募集に提出された適用申請書を基に、グループに関する情報や、グループ構成員の情報を登録しており、支援室では登録された情報を基に補助金交付事務手続きを行っています。登録情報の変更がある場合や、構成員を追加して交付申請等を行う場合は、交付申請等の手続きを行う前にあらかじめ評価事務局より承認を得る必要があります。

なお、計画変更の手続きは評価事務局で実施いたしますので、書類の送付先に注意してください。

○グループ代表者、グループ事務局の変更について

本事業に関する連絡や、交付申請、実績報告の連絡等で、登録されたグループに関する情報を利用しますので、変更があった際は速やかに計画変更の手続きを行ってください。

計画変更の受付は、平成 29 年 10 月中旬頃から変更届により随時受付の予定です。

○グループ構成員の追加や登録情報の変更について

グループ構成員の新規追加や、会社名、所在地の変更（施工事業者以外の構成員は会社名のみ）がある場合は、計画変更申請書により手続きが必要です。計画変更は次の受付期間で行われます。

第 1 回計画変更：平成 29 年 10 月中旬

第 2 回計画変更：平成 29 年 12 月中旬

第 3 回計画変更：平成 30 年 2 月下旬

※上記の計画変更については、前年度と同時期とした場合の日程です。平成 29 年度中の日程は、評価事務局HPで公表されます。

本事業と地域型住宅ブランド化事業とでは、グループや構成員の登録情報は共有していません。変更の手続きについての詳細は、今後、評価事務局にて公表されます。「グループ採択に関する計画変更手続き」を参照してください。

評価事務局URL <http://chiiki-grn.jp/>

書類はどこに送るの？

34. 書類の送付先について (1)1.2、1.3、(2)2.3)

書類の送付先の間違いが見受けられます。間違った書類が届いた場合は、原則として、着払いで送り返されます。

交付申請、実績報告 及び関連書類

長寿命型、優良建築物型の交付申請書や実績報告書の送付先は、対象住宅の建設地により申請窓口が決められています。申請窓口毎に取りまとめのうえ送付してください。

申請窓口は支援室のホームページで確認できます。

申請窓口 案内HP <http://www.chiiki-grn-chojyu.jp>

ご質問は 地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）でもお受けいたします。

TEL 03-5229-7561

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：30～12：00 13：00～17：00

グループ構成員等、適用申請書に係る変更

グループ代表者、グループ事務局を変更する際の変更届、グループ構成員の新規追加や変更を行う際の計画変更申請書の送付先は、地域型住宅グリーン化事業評価事務局となります。

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 内）

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5階

TEL 03-3560-2886

（平日 9：30～17：00 ※12：00～12：45を除く）

35. 情報の提供について

様式の入手先は？

支援室のホームページでは、手続きマニュアルや様式、記入例など、補助金の手続き等に関する重要な情報を掲載しています。新しい情報も随時掲載しますのでご参照ください。

長寿命型等実施支援室URL <http://www.chiiki-grn-chojyu.jp>

事業の着手、着工、完成時期の関係

	平成29年度				平成30年度
	採択 H29.8.	交付第1 H29.10.2	実績第1 H29.12.22	H30.3.31	実績報告 最終期日
長寿命型 優良建築物型 高度省エネ型(認定低炭素住宅) 高度省エネ型(性能向上計画認定住宅)					
請負契約による住宅・建築物					
請負契約時期	← 注意!! 契約は年度内 <年度内着手>				
着工可能時期	← 注意!! 着工はグループの採択後	→			← 注意!! 着工は年度を超えても可 実績報告の期日に間に合うように
交付申請		← <交付申請>			
実績報告		← 注意!! 交付申請は年度内	← <実績報告>		← 注意!! 実績報告は完成引渡し後
売買契約による住宅					
売買契約時期	←				
着工可能時期	← 注意!! 着工はグループの採択後	→			← 注意!! 年度内に着工 <年度内着手>
交付申請		← <交付申請>			
実績報告		← 注意!! 交付申請は年度内	← <実績報告>		← 注意!! 実績報告は売買契約を締結し 完成引渡し後

の期間は、補助対象となりません。(契約時期、着工可能時期、交付申請、実績報告)

- ※ 平成29年度内に事業に着手する必要があります。この場合の「着手」とは、
請負契約による住宅にあつては、工事請負契約を締結した時点、また、
売買契約による住宅にあつては、根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点を指します。
- ※ 実績報告では、対象住宅が検査済証(確認申請を要する地域の場合)を取得後、かつ、完成引き渡ししている必要があります。
- ※ 交付申請及び実績報告は、随時受付ではなく、月1回程度の受付期間を設けています。(資料4)

平成 29 年度 地域型住宅グリーン化事業手続きスケジュール

		平成30年度															
		平成30年						平成30年度									
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	・・・	10月	11月	
実施支援室の手続き	交付申請					交付① 10/2~6	交付② 11/1~7	交付③ 12/1~7	交付④ 1/4~12	交付⑤ 2/1~7	交付⑥ 3/1~7	交付⑦ 3/26~30					
	実績報告							実績① 12/22~28	実績② 1/25~31	実績③ 2/22~2/28	実績④ 3/16~23						
評価事務局の手続き	計画変更	グループ情報の変更※	公表以降随時受付														
		構成・員の追加・変更	平成29年度中の計画変更受付期間については評価事務局から公表されます。														
備考	備考	★ 採択	8/														
		説明会	8/31~9/6														
						計画変更① * 10月中旬		計画変更② * 12月中旬		計画変更③ * 2月下旬							

※「グループ情報の変更」とは次の事項の変更です。詳しくは今後評価事務局から公表される「グループ採択に関する計画変更手続き」を参照してください。

- ・グループ代表者(代表者名、所属先、住所等)
- ・グループ事務局(事業者名、担当者名、E-mail等)
- ・補助事業の中止

実績報告の期限は10月を予定しています。
決定次第、公表します。

平成30年4月以降の
交付申請受付期間は
ありません。

平成29年度中の
計画変更受付期間については
評価事務局から公表されます。
* は、前年度の日程です。

都道府県別 地域材認証制度等一覧の例

対象県	県番号	認証制度名	対象県	県番号	認証制度名
北海道	1	北の木の家認定制度	京都府	26	京都府産木材認証制度
		北海道における新たな合法木材証明制度	大阪府	27	おおさか材認証制度
			兵庫県	28	ひょうご県産木材認証制度
青森県	2	青森県産材認証制度	奈良県	29	奈良県地域認証材制度
岩手県	3	岩手県産材証明制度			奈良県産材証明制度
宮城県	4	優良品やぎ材認証制度	和歌山県	30	紀州材認証システム
秋田県	5	乾燥秋田スギ認証制度	鳥取県	31	「鳥取県産材」産地証明制度
山形県	6	県産木材「やまがたの木」認証制度	島根県	32	しまねの木認証制度
		県産木材「やまがたの木」認証制度のうちやまがた県産材集成材			高津川流域材認証システム
		やまがた県産材合板認証制度			
福島県	7	県産木材証明制度	広島県	34	広島県産材産地証明制度
		福島県ブランド材認証「とってお木」	山口県	35	優良県産木材認証制度
茨城県	8		徳島県	36	徳島県木材認証制度
栃木県	9	栃木県産出材証明制度	香川県	37	香川県産木材認証制度
群馬県	10	ぐんま優良木材品質認証	愛媛県	38	中予地域材認証制度
埼玉県	11	さいたま県産木材認証制度	高知県	39	高知県産木材トレーサビリティ制度
千葉県	12	ちばの木認証制度			高知県 CO2 木づかい固定量認証制度
東京都	13	東京の木多摩産材認証制度	福岡県	40	福岡県産木材認証事業体認定
神奈川県	14	かながわ県産木材産地認証制度	佐賀県	41	「佐賀県産乾燥木材」認証制度
		かながわブランド県産木材品質認証制度	長崎県	42	長崎県産木材証明制度
新潟県	15	越後杉ブランド認証制度	熊本県	43	
富山県	16		大分県	44	
石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制度	宮崎県	45	
福井県	18	福井県木材トレーサビリティ認証	鹿児島県	46	かごしま材の証明
山梨県	19	山梨県産材認証制度			かごしま材の証明(認証かごしま材を用いる場合)
長野県	20	信州木材製品認証基準			認証かごしま材認証制度
岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	沖縄県	47	
		ぎふ性能表示材推進制度	全国	—	FIPC(木材表示制度)
静岡県	22	静岡県産材証明制度	全国	—	FSC 認証制度
		しずおか優良木材認証制度	全国	—	PEFC 森林認証制度
愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	全国	—	SGEC 認証制度
三重県	24	「三重の木」認証制度	全国	—	合法木材証明制度(※1)
		あかね材認証制度	全国	—	合法伐採木材等証明(※2)
滋賀県	25	びわ湖材産地証明制度			

※1 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

※2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

！地域材 注意事項！

「ふるさと越後の家づくり事業」とグリーン化事業の地域材加算の併用はできません。
ふるさと越後の家づくり事業へ補助金申請する場合も、グリーン化事業補助金申請の条件として、
柱・梁・桁・土台の過半に地域材を使用する条件は変わりませんのでご注意ください。

実績報告時、地域材に関して下記の書類提出が必要です。
地域材加算をしない場合でも必要です。

①越後杉を使用した場合

- ・原木業者
- ・製材事業者
- ・流通建材店
- ・プレカット工場
- ・施工店

県産材産地証明書・伐採届

越後杉ブランド認証材生産工場認証書、越後杉ブランド認証材納品書兼証明書

納品書（越後杉以外の主要構造部も含む）

納品書（越後杉以外の主要構造部も含む）

木拾い表（グリーン化事業専用）

②合法木材を使用した場合

- ・原木業者
- ・製材事業者
- ・流通建材店
- ・プレカット工場
- ・施工店に納品する最終業者
- ・施工店

合法木材に関する事業者認定書

合法木材に関する事業者認定書

合法木材に関する事業者認定書

合法木材に関する事業者認定書

納品書（合法木材以外の主要構造部も含む）・木材製品の合法性証明書

木拾い表（グリーン化事業専用）

合法木材事業者認定書

合法木材供給事業者認定書

平成27年4月15日

株式会社〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇木材組合連合会
会長 〇〇 〇〇

組合連
合会会
長の印

平成27年4月〇日付で申請のありました、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 □□木連第****号

事業者の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

事業者の名称 株式会社〇〇会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

認定の有効期間 平成27年4月15日から平成30年4月14日

木材を扱った時期が、有効期間前後に近い場合は、更新前と更新後の認定書を添付してください。

(各種書類で扱った時期が明確である場合は、有効期間内の認定書のみで結構です。)

**原木供給事業者 ~ 最終出荷者 まで
地域材の木材の供給に関わった全ての事業者の
合法木材事業者認定書を添付してください。**

合法木材証明書（例 1）

証明書は、最終出荷者が発行したものが必要です。
（例 2、例 3 も同様）

出荷場所の住所、番号が合法木材事業者認定書と整合しているか確認してください。

住所が異なる場合は、出荷場所が合法木材事業者認定に含まれていることがわかる書類を添付してください。

例) 事業者認定申請書及び添付書類の写し

納品日、証明日は、認定の有効期間内であることを確認してください。

合法木材証明書

平成 29 年 11 月 15 日

証明先を明確にしてください。

株式会社〇〇工務店 殿

対象物件を明確にしてください。

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇〇

TEL 042-***-***

団体認定番号 □□木連第***号

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
納品日 平成 29 年 11 月 15 日

認定書の番号と同じか確認してください。

下記の製品は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。

合法木材である旨が明記されているか確認してください。

品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
合計							6.0872	

合法木材証明書に、部位ごとに集計(青字)が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は合法木材証明書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

様式 13 の B 欄 に該当する材積
様式 13 には、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。

合法木材証明書（例 2）：納品書を活用

納品書

平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
 建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
 納品日 平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇〇

TEL 042-***-***



品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0863	

この製品は、合法性・持続可能性が証明された
 木材・木質材を使用しています。

団体認定番号 □□木連第 * * * * 号

様式 13 の B 欄 に該当
 する材積

様式 13 には、★ の材積
 の少数点以下第 3 位を切
 捨てた値を記入する。

納品書に必要事項を記載して証明する場合です。

合法木材証明書（例3）：証明する木材が別紙

納品日と証明日が異なる場合は、証明する日も認定の有効期間内であることを確認してください。

合法木材証明書

平成 29 年 12 月 20 日

株式会社〇〇工務店 殿

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇町〇〇
TEL 042-***-***
団体認定番号 □□木連第****号



下記の物件で使用した木材は、合法性・持続可能性が証明された木材・木質材を使用した製品であることを証明いたします。

- 1. 現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
- 2. 建築場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
- 3. 納品日 平成 29 年 11 月 15 日
- 4. 樹種 杉、桧
- 5. 木材の内訳 別紙納品明細書（NO.102030）のとおり

以上

証明する木材の内訳を別紙とする場合は、別紙がどの書類であるか明確にしてください。

「別紙のとおり」では、どの書類の木材を証明しているのか分からないことがあります。

納品明細書

NO.102030

平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
納品日 平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社

東京都〇〇市〇〇町〇〇

TEL 042-***-***-***



品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	(地域材 2.3004) ★
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱 計 2.6460
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	梁桁 計 2.3828 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台 計 1.0575 ★
合計							6.0872	

様式 13 の B 欄 に該当
する材積
様式 13 には、★ の材積
の少数点以下第 3 位を切
捨てた値を記入する。

納品書（最終出荷者→施工事業者）

出荷する会社の住所、納品先、納品日が
合法木材証明書と整合しているか、確認
してください。

納品書

平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇工務店 殿

現場名 ◆田■郎、◆田●子様邸新築工事
建設場所 東京都新宿区△△町 305 番地 1
納品日 平成 29 年 11 月 15 日

株式会社〇〇会社
東京都〇〇市〇〇町〇〇
TEL 042-***-***


品名	樹種	W	H	L	単材積	数量	材積	備考
柱	杉	105	105	3000	0.0330	54	1.7820	
柱	杉	120	120	3000	0.0432	12	0.5184	
通し柱	杉	120	120	6000	0.0864	4	0.3456	柱計 2.6460 ★
梁・桁	杉	105	105	3000	0.0330	18	0.5940	
梁・桁	杉	105	120	3000	0.0378	12	0.4536	
梁・桁	杉	105	150	3000	0.0472	8	0.3776	
梁・桁	杉	105	150	4000	0.0630	8	0.5040	
梁・桁	杉	105	180	4000	0.0756	6	0.4536	
梁・桁	米松	105	240	4000	0.1008	2	0.2016	
梁・桁	米松	105	300	4000	0.1260	2	0.2520	
梁・桁	米松	105	360	4000	0.1512	1	0.1512	
梁・桁	米松	105	300	5000	0.1575	2	0.3150	
梁・桁	米松	105	330	5000	0.1732	1	0.1732	
梁・桁	米松	105	360	5000	0.1890	2	0.3780	梁桁計 3.8538 ★
土台	桧	105	105	3000	0.0330	12	0.3960	
土台	桧	105	105	4000	0.0441	15	0.6615	土台計 1.0575 ★
母屋	杉	105	105	4000	0.0441	6	0.2646	
母屋	杉	105	105	5000	0.0551	8	0.4408	
棟木	杉	120	120	5000	0.0720	2	0.1440	
小屋束	杉	105	105	2000	0.0220	12	0.2640	
垂木	米松	45	90	4000	0.0162	75	1.2150	
大引	桧	105	105	4000	0.0441	18	0.7938	
間柱	米松	45	105	3000	0.0141	128	1.8048	
合計							12.4852	

1
2
3 地域材外
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

納品書に、部位ごとに集計（青字）が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。

集計は納品書の写しに手書きで書き込んでも結構です。

様式 13 の A 欄 に該当する材積
様式 13 には、★ の材積の少数点以下第 3 位を切捨てた値を記入する。

木拾表

(参考様式)

【地域型住宅グリーン化事業】

木拾表: 主要構造材(柱・梁・桁・土台)用

申請者社名 株式会社〇〇工務店

建築主氏名 ◆田■郎、◆田●子

部位	規 格					使用数量						備考	
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位材積 (m ³)	数量 (本)	使用材積 (m ³)	内、産地証明等がなされている木材					
								該当○印	認証名称	使用本数 (本)	使用材積 (m ³)		納品書番号
柱	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	54	1.7820	○	合法木材	54	1.7820	1	
	杉	0.120	0.120	3.000	0.0432	12	0.5184	○	合法木材	12	0.5184	2	
	杉	0.120	0.120	6.000	0.0864	4	0.3456	○	合法木材			3	地域材外
<p>合法木材として証明されているが、構成員外による供給である場合等、地域材でない場合は、地域材には計上しない。</p>													
小計							2.6460	★			2.3004	★	
梁・桁	杉	0.105	0.105	3.000	0.0330	18	0.5940	○	合法木材	18	0.5940	4	
	杉	0.105	0.120	3.000	0.0378	12	0.4536	○	合法木材	12	0.4536	5	
	杉	0.105	0.150	3.000	0.0472	8	0.3776	○	合法木材	8	0.3776	6	
	杉	0.105	0.150	4.000	0.0630	8	0.5040	○	合法木材	8	0.5040	7	
	杉	0.105	0.180	4.000	0.0756	6	0.4536	○	合法木材	6	0.4536	8	
	米松	0.105	0.240	4.000	0.1008	2	0.2016					9	
	米松	0.105	0.300	4.000	0.1260	2	0.2520					10	
	米松	0.105	0.360	4.000	0.1512	1	0.1512					11	
	米松	0.105	0.300	5.000	0.1575	2	0.3150					12	
	米松	0.105	0.330	5.000	0.1732	1	0.1732					13	
米松	0.105	0.360	5.000	0.1890	2	0.3780					14		
小計							3.8538	★			2.3828	★	
梁・桁	<p>地域材とした部位ごとにまとめた集計表を作成してください。</p> <p>納品書等に、部位ごとに集計が記載されている場合は、木拾表の作成は不要です。</p>												
	<p>様式13のA欄及びB欄に材積を記入する際は、★の材積の少数点以下第3位を切捨てた値を記入する。</p>												
小計													
土台	桧	0.105	0.105	3.000	0.0330	12	0.3960	○	合法木材	12	0.3960	15	
	桧	0.105	0.105	4.000	0.0441	15	0.6615	○	合法木材	15	0.6615	16	
小計							1.0575	★			1.0575	★	
合計	(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)						7.5573				5.7407		

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上を対象住宅について報告する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量実績表【補助事業者記入用】

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	◆田■郎、◆田●子
-------	-----------

↑ 姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。
 売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

・地域材を利用する部材の使用量実績表

共通ルールで定めた 使用部位	材積								共通ルールで定めた使用割合、使用量
	対象部位毎の使用量の				左欄のうち「地域材」に				
	合計(A)				該当する使用量(B)				
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
1 柱	2	6	4	m3	2	3	0	m3	
梁	3	8	5	m3	2	3	8	m3	
桁	1	0	5	m3	1	0	5	m3	
土台				m3				m3	
合計	7	5	4	m3	5	7	3	m3	
対象木材の使用割合 (B/A×100)					7	5		%	
2									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)								%	
3									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)								%	

部位ごとの集計結果の小数点以下第3位切捨てとして転記してください。

合計は、この様式に記載した材積の計算結果としてください。

- (注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、グループの共通ルールに合わせて修正、追記してください。)
- (注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。
- (注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。
- (注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

- (注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。
- (注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、使用割合を定めている場合は、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注7) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、使用量を定めている場合は、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H29】長寿命型 地域材使用量実績表(在来工法等)